

セルフアレンジ（研修先企業自己手配）による DS2019・J1 ビザ取得手続き代行ご契約書

本同意書（以下「同意書」といいます）は American Career Exchange（以下「当社」といいます）と、以下の同意書に同意しご署名を頂いたセルフアレンジ（研修先企業自己手配）による J1 ビザインターンシップ・プログラム参加者（以下「参加者」といいます）とのご契約とします。当社は同意書に基づき参加者に対し、DS-2019 申請・取得、および J1/J2 ビザ申請・取得サポート業務を行います。当社が請負う主な業務は次の通りです。

- DS2019 申請書類一式（トレーニングプランを含む）の作成
- J1・J2 ビザ申請サポート一式

研修先を個人で獲得した場合、当社が雇用主と直接連絡を取ることは一切ありません。DS2019 取得手続きは、すべて当社とプログラム参加者との間で完結され、雇用主との連絡事項・署名の取得等一切の必要事項はすべてプログラム参加者を通し、参加者の責任において完結してください。

以下の事由により、当社は申込みをお断りすることがあります。

- 参加資格に該当しない場合
- 保護者やご家族の同意を得ていない場合
- 必要書類の提出書類を準備できない場合
- 身体的および精神的健康状態が、プログラムへの参加に適切ではない、と判断した場合。
- 申請書や申告内容に事実と異なる内容が発見された場合。
- その他、当社が不適切と認めた場合。

A) アメリカ合衆国移民法の遵守

法律の本ご契約書の内容と共に、今後作成する『DS2019 申請書類』（英文）で定められるアメリカ合衆国移民法に基づく規則・規制を厳守すること条件に、当プログラムにお申込みください。

B) DS2019 発行 NPO 団体の選択について

- 当社では可能な限り確実に DS-2019 を取得する為に、個々のケースによって異なる NPO 団体に DS2019 申請を行います。
- NPO 団体によって要求される書類や手続きが若干異なります。英語力を審査する為に、NPO 団体審査官との電話面接がある場合もあります。
- NPO 団体によっては、DS2019 申請の条件として、団体指定の保険加入が必須となる場合があります。NPO 団体の保険に加入した場合、日本の海外旅行保険への加入は任意となります。
- DS2019 の申請を行う NPO 団体の選択は、当社の判断に 100%委ねられるものとします。

C) 海外旅行損害保険について

DS-2019 を取得するには、アメリカ政府の規定に基づき、参加者全員の皆様には海外旅行損害保険加入義務が生じます。海外旅行保険の加入規定については、DS2019 発行団体によって異なり、日本の海外旅行保険への加入が認められる場合と、DS2019 発行団体が指定する損害保険への加入が義務付けられる場合があります。クレジットカード等に付帯されている保険に加入している場合でも、例外なく NPO 団体指定の保険または日本の海外旅行損害保険にご加入頂きます。保険加入を拒否される場合には、プログラムへの参加および DS2019 の取得はできません。また配偶者・お子様が同伴なさる場合も同様に、一人ずつ NPO 団体指定の保険または日本の海外旅行損害保険にご加入頂きます。

D) インターンシップ受入れ企業側の条件

下記条件を満たした会社を受入れ企業である場合について、DS2019/J1 ビザ申請サポートサービスを提供させていただきます。下記すべての条件を満たす会社であることをご確認の上、お申し込み下さい。

- 1) Dun and Bradstreet (D&B) number の提示
詳細&習得方法は <http://www.dnb.com> をご確認下さい。
- 2) Employer Identification Number (EIN) の提示
- 3) Website : ご住所・電話番号・業務内容などについて Website の内容を確認させていただきます。
- 4) 雇用者の保険加入証明書・規約 (Verification of Workman's Compensation Insurance Policy) の提示

5) 受入れ先企業は、原則としてアメリカ国内の社員数 25 名以上、または、年間売り上げ 3 Million Dollars 以上のいずれかの条件を満たす会社とされており、この規定を満たさない会社の場合、追加料金をお支払頂き DS2019 発給 NPO 団体による会社訪問審査を受けて頂きます。

E) プログラム参加料金について

【DS2019 取得手続き一式のみの場合】

- 6 ヶ月 : \$2,210 (税込)
- 12 ヶ月 : \$2,410 (税込)
- 18 ヶ月 : \$2,635 (税込)

【DS2019 取得手続き+J1 ビザ申請手続き一式の場合】

- 6 ヶ月 : \$2,866 (税込)
- 12 ヶ月 : \$3,066 (税込)
- 18 ヶ月 : \$3,291 (税込)

- 上記金額は、日本の銀行口座に日本円換算レートにてお振込み頂く場合の、日本の消費税 5%を適用した価格です。US\$による海外送金でのお支払いの場合、NY 州税率 8.375%を適用した英文のご請求書を発行させて頂き、Valley National Bank の入金処理手数料として、Lifting Charge の \$20 を追加料金として申し受けます。)
- 配偶者・お子様の DS2019 を申請する場合には、お一人様 \$525 の申請料金が別途必要です。ドル・円換算レートは変動致しますので、お申込時に御案内致します。
- J2 ビザ申請書類作成費一式 お一人様：\$315(税込)
- ご出発予定日から 3 ヶ月前をきってからのお申込みの場合、緊急手続き費用として \$210(税込)を別途申し受けます。この場合、当社は大変急ぎ準備・お手続きをいたしますが、プログラム参加者側の都合による必要書類遅延について当社は一切責任を負うことはできません。従って、緊急手配追加料金をお支払頂くことによって当社は DS2019・J1 ビザ取得手続きをできる限り早急に完了させる努力を致しますが、ご希望の出発日までにすべての手続きが完了する事を保証するものではありません。
- 受入れ先企業は、原則として社員数 25 名以上、または、年間売り上げ 3 Million Dollars 以上のいずれかの条件を満たす会社とされており、この規定を満たさない会社の場合、DS2019 発行 NPO 団体が実際に会社を訪問し、受入れ企業として適切であるか否かについて審査をさせて頂くこととなります。この NPO 団体の訪問審査費用は、**1件\$350**にてお受け致します。訪問審査は、NPO 団体によって DS2019 申請書類一式が受理された後となります。
- ご請求金額は、ご請求書に記載される消費税(または NY 州税)課税後の金額とさせていただきます。

F) お申込と契約成立の定義とプログラム費用のお支払いについて

1. 本ご契約書の最後のページには、『インターンシップ申込書および同意書』が添付されております。正式なお申込契約締結は、『インターンシップ申込書および同意書』にご署名・捺印の上、当社に、FAX、郵送、SCAN データメール送信の何れかの方法でご返送下さい。
2. 日本円への円・米ドル換算レートは、お振込み頂く時期の平均的な東京三菱銀行交換レート(T.T.S.)を元に、円高・円安動向のリスクを考慮した上で、当社が指定させて頂きます。渡航準備は長期間に渡る手続きとなり、各費用の支払い時期によってドル・円レートが日々変動します。留学手続きにおける換算レートは、ドル・円為替相場の変動リスクを避ける為に、現時点での実際の日経・海外マーケット相場とは異なります。
3. プログラム料金を日本円でお支払いいただく場合は、請求書発行日から 10 日以内に、日本の指定銀行口座にお振込下さい。
4. 当社の米国法人口座へドル建て・海外送金でのお支払いをご希望の場合には、事前にお知らせください。別途英文のご請求書(ニューヨーク州税 **8.375%**適用)を発行いたします。プログラム料金を US ドルでお支払いいただく場合は、請求書発効日から 10 日以内に、下記のアメリカの当社の法人銀行口座に海外送金にてお振込下さい。尚、海外送金手数料は、全額お客様側の負担とさせていただきます。法人口座への海外送金では、当社が入金確認できるまでにお振込み日から約 1 週間の期間がかかる場合がありますので、お手続きをお急ぎの方は日本の銀行口座へのお振込みをお選び下さい。

海外送金の場合、アメリカの受入側銀行においても銀行送金手数料(Lifting Charge)が送金金額から差し引かれますので、この Lifting Charge 分として一回の送金につき、**\$20** を追加ご請求申し上げます。お申込時期・タイミングによって、プログラム料金を一括でお支払いいただく場合と、お申込金と残金の計 2 回に分けてのお支払いのケースがあります。一括でのお支払いの場合、**Lifting Charge \$20**、2 回に分けてのお支払いの場合、**Lifting Charge(\$20x2=\$40)**を加算、請求させていただきます。

5. 上記、日本またはアメリカ合衆国の銀行口座に入金が確認されるまで、一切のお手続きを開始することはできません。振込手続き完了次第、メール、お電話にてご一報いただけますと留学手続きをスムーズに開始することができます。
6. お申込時に 1)日本の銀行口座への日本円でのお支払い、または、2)海外送金による US\$のお支払い、の何れかをご指定いただけます。最初にご指定頂いたお支払い方法は、途中で変更することはできません。
7. 手続き中に、アメリカ政府によるビザ・DS2019 申請手続き変更等の、当社以外の都合・理由による料金の変動が生じた場合は、証明書を添付の上、差額を追加請求させていただくことがあります。この場合のドル・円換算レートは、当社が確定する権利を有します。
8. 規定された期日までにプログラム費用が支払われない場合、当社はお申し込みを解除する場合があります。この場合、既に御支払いいただいた金額については、一切返金することはできません。

G) 費用に含まれる内容

【DS2019 取得手続き一式のみの場合】

- DS2019 取得までの各種書類準備・手数料・諸経費
- DS2019 申請・取得費用実費
- インターンシップ参加者用ハンドブック・企業側スーパーバイザー用ハンドブック
- その他海外通信費・費用の海外銀行送金手数料・各種送料等の実費
- SEVIS (Student and Exchange Visitor Information System) 費

【DS2019 取得手続き+J1 ビザ申請手続き一式の場合】

- DS2019 取得までの各種書類準備・手数料・諸経費
- DS2019 申請・取得費用実費
- インターンシップ参加者用ハンドブック・企業側スーパーバイザー用ハンドブック
- その他海外通信費・費用の海外銀行送金手数料・各種送料等の実費
- SEVIS (Student and Exchange Visitor Information System) 費
- アメリカ大使館ビザ申請費用
- ビザ申請書類一式サポート（ビザ面接予約確認書取得込み）および ビザ面接コンサルティング費用

H) プログラム解約（キャンセル）について

プログラム参加者は、以下の規則に準じた手続きを経てお申込みの取消し（キャンセル）が可能です。以下の情報を書面に明記の上、当社にメール、FAX または郵送にてお知らせください。書式の指定は特にありませんので、各自ご用意下さい。

- お申込みキャンセルの旨
 - 銀行口座情報（銀行名・支店名・口座名義人名・預金の種類・口座番号）
 - 参加者ご本人の署名・捺印・住所・電話番号
1. 当社が上記書面を確認した日（平日、月～金の営業日、日本時間の営業時間内 9:00AM-5:00PM）を基準として、以下の規定通りご返金手続きをいたします。
 - プログラム料金お支払い後 7 日以内のキャンセル： プログラム料金の 50%の返金
 - プログラム料金お支払い後 8 日間以上経過後のキャンセル： 一切のご返金には応じられません。
 - DS2019 が脚下された場合： \$750 を返金させていただきます。
 - J1 ビザ申請が脚下された場合： \$250 を返金させていただきます。
 - J2(配偶者)ビザ申請が脚下された場合： お一人様につき\$150 を返金させていただきます。
 2. お支払いいただいたプログラム料金より、上記キャンセル料を差し引いた残金を、ご指定の銀行口座にお振込み致しますが、その際の銀行振込手数料は、参加者側の負担とさせていただきます。
 3. プログラム参加を解約した場合、DS-2019 は必ず当社にご返送ください。DS-2019 をご自身で破棄することは、固く禁止いたします。万が一、プログラムお申込者が DS2019 を破棄または紛失した場合、ペナルティ（罰金）\$500 を申し受けます。
 4. 以下の事由が生じた場合は、当社は参加者に通告の上、本契約を解約できるものとします。この項目に基づいて当社がお申込みを解約した場合、一切返金に応じることはできません。また、この解約に伴い、参加者が被るあらゆる不都合や

損害に対しても、当社が責任を負うことは一切ありません。

- 定められた期日までに必要な費用の支払いがなされない場合。
- 定められた期日までに、必要な書類の提出がなされない場合。
- 参加者と長期にわたり連絡が取れなくなった場合。
- 参加者が当社に提出した書類の内容や、届け出た情報に、虚偽または重大な遺漏があると判明した場合。
- 当社がやむを得ない事情がある、と判断した場合。
- その他、当社が何らかの損害を被った場合。

I) DS2019 および J1 ビザの再申請について

1. DS2019 が却下され DS2019 の再申請手続きを行う場合、追加料金\$210(税込)を申し受けます。
2. J1 ビザが却下され J1 ビザの再申請手続きを行う場合、追加料金\$210(税込)を申し受けます。
3. J1 ビザが却下され J1 ビザの再申請手続きを行う場合で、研修開始日や就業条件の変更等に伴い DS2019 の再発行手続きが必要な場合、1)DS2019 の発行団体への返却・新 DS2019 の取り寄せに伴う国際宅配通信費用、及び DS2019 再発行申請費用として\$210(税込)を申し受けます。
4. J1 ビザの再申請には、アメリカ大使館に支払う再審査費用として\$100 の追加料金がかかります。

J) プログラムについて

1. 本プログラムは、既にインターンシップ先が確定している場合に、当社が DS2019 および J1/J2 ビザ取得手続きのみをお受けするもので、インターンシップ受入企業のプレイスメント（手配）等は、一切含まれておりません。
2. DS-2019 申請サポート業務として、当社は DS-2019 発行団体への参加者の申請書類送付、発行団体との通信などを行います。参加者に対して DS-2019 が発給されるか否かについては、100%発行団体の判断に委ねられます。当社は DS-2019 の発給可否について一切の責任を負いません。
3. 参加者の個人的な事由または米国大使館・領事館側の事情により査証（ビザ）が発給されなかった場合、当社は一切の責任を負いません。
4. DS2019 発行元およびアメリカ大使館の都合によるビザ発給の遅延が原因で、ご出発日の遅延や延期などが生じた場合でも、その損害に対して当社は、一切の責任を負いません。余裕を持って DS2019&J1 ビザ申請が行えるよう、ご出発日の4ヶ月以上前、通常6ヶ月前のお申込みにご協力ください。
5. 出発予定日の3ヶ月前をきってからのお申込みの場合、緊急手続き費用として\$210(税込)を別途申し受けます。
6. 渡航後は参加者個人の責任のもと行動していただき、当社は研修期間中いかなる事故やトラブルに対して一切の責任を負いません。参加者の故意、過失、米国の法令、研修地の州の法令、発行団体の規則、公序良俗もしくは受入企業や滞在先の規則等に違反した行為により生じた責任・損害等はすべて参加者の個人負担となります。
7. 当社が受理したすべての参加者に関する情報・書類は、当社によって厳重に保護されます。

K) J1 ビザについて

J1 ビザによるアメリカ企業研修（インターンシップ）プログラムは、アメリカ政府から、『交流・研修プログラム』としての認可を受け、DS2019FORM を取得することによって、研修先企業から報酬を受けて働くことができます。但し、あくまでも『研修生』（インターン）としての実務経験のトレーニングを目的とした就労の為、就労先から支払われる報酬・給与には制限があり、通常それだけではアメリカでの生活を賄うことはできません。従って、DS2019 及び J1 ビザを取得する為には、企業から支払われる報酬十個人の銀行残高の合計金額の目安として、年間\$25,000 以上の銀行残高証明書の提出が必要です。DS2019 の取得後、口座をお持ちの金融機関に依頼をして、留学用の英文銀行残高証明書（ドル・円建て両表記、為替変換レート明記）を取得した上で、各自アメリカ大使館または領事館で J1 ビザの申請を行うか、または弊社にビザ申請手続きを別途ご依頼下さい。（残高は、高額であればある程ビザの取得には有利です。）英文銀行残高証明書の発行には通常 2-3 日必要ですので、詳しくは、口座をお持ちの銀行に直接お尋ねください。

L) 滞在期間について

アメリカ政府の規定により、本プログラム（J1 ビザ・インターンシップ）を通じてアメリカでインターンとして就労する場合、DS-2019 に示された就労期間がアメリカ滞在可能期間となります。但し、インターンシップの期間終了後 30 日以内であれば、観光を目的としてアメリカに滞在することが可能です。DS-2019 に記された期間を過ぎてもインターンシップを続ける、またはプログラム終了後 30 日以上アメリカに滞在した場合は、不法就労・不法滞在と見なされ、アメリカ合衆国移民法に基づき厳しく罰せられることになり、将来アメリカのビザ申請を行った場合にビザが却下される可能性が大変高くなり、観光でアメリカに入国した場合にも入国拒否を受けるなどの不利益を被ることになります。ご自身の将来の為にも、指定されたインターンシップの期間（DS2019 に記載されている期間）は厳守してください。

M) インターンシップの職種について

本プログラムの参加者は、プログラムの規定により、以下の職業でのインターンシップが禁止されています。

- 家事手伝いに関する仕事 (Au Pair, Nanny, Babysitter, Maid, Cleaner etc.)
- 医療関連仕事 (Medical Intern, Therapist, Counselor)
- 船舶・飛行機の乗組員 (Crew Member, Pilot)
- 教師 (Teacher, Teaching Assistant)
- 人材派遣会社をインターン受入企業として DS-2019 を取得し、そこから紹介される別の会社で働くこと。

N) 契約期間中の参加者本人のインターンシップ就業中止について

参加者ご本人の都合により、インターンシップを途中で中止する場合、参加者は、1)インターンシップ受入先企業 2)DS2019 発行団体 3)当社 に速やかに報告する義務を負うものとします。インターンシップの中止やその報告が遅れたことによって参加者が被る不都合や損害に対して、当社は一切の責任を負うことはありません。

O) 契約期間中の研修中止について

インターンシップ中、参加者が著しくプログラムの趣旨に反する行動を取った為に受入企業側からのクレームを受けた場合等、当社または、DS2019 発行団体の仲裁をもって、状況が改善されないと判断した場合、参加者の意思には関係なく、研修が中止されることあります。受入企業側の都合によって研修が中止された場合、いかなる事由においても、当社は研修中止に対して、一切の責任を負いません。契約期間中であっても、研修が中止された場合、参加者は直ちにアメリカを出国し日本に帰国していただきます。

P) インターンシップ先企業の変更手続きについて

1. インターンシップ開始後に、企業とのトラブル等やむを得ない事情によりインターンシップの継続が不可能となった場合、企業の変更手続きが可能です。企業の変更手続きを御希望の場合、必ず企業を退職する前に当社にお申し出下さい。
2. 企業の変更手続きを行う場合には、まず最初に、次のインターンシップ受入先企業を確定する必要があります。当社がインターンシップ受入先企業の手配をお受けする場合は、既定の『インターンシップ・プレイズメント(企業手配)サービス料金』を申し受けます。または、個人で次の受入れ企業を開拓していただいても問題ありません。
3. 企業の変更手続きを行うには DS2019 の再申請手続きが必要となり、下記費用を申し受け、お手続きを致します。
 - DS2019 再申請料(DS2019 発行団体によって異なります。)
 - SEVIS 費 : \$180 ※2008年10月27日現在。SEVIS 費は予告なく変更されることがあります。
 - 当社の手続き費用 : \$1,000+税金(日本円のお支払いの場合 5%、US\$建ての場合 8.375%、諸経費込み)
4. 最初のインターンシップ受入先企業の退職日から 30 日以内に、新しい受入れ先企業の確定、企業の変更に必要な書類の準備・手続き、DS2019 申請・取得まで、すべての手続きを完結する必要があります。退職日から 30 日以内に手続きを完了できなかった場合、Out of Status=不法滞在となり、即刻プログラムを中止し、日本に帰国していただくこととなります。退職日の報告の遅れによって生じるいかなる不利益について、当社は一切責任を負うことはありません。
5. 2 回目以降の企業の変更手続きについては、DS2019 の申請が却下される場合がありますのでご注意下さい。

Q) プログラムの改訂と変更について

本プログラムは、アメリカ政府の承認を必要とするものであり、アメリカ政府の法律や規定の変更に伴い、やむを得ずプログラム内容の変更が生じることがあります。この時、当社は、一切の責任を負うことはありません。

R) プログラム参加条件について

1. J1 ビザ・インターンシップに参加できるのは、2 年制短大・専門学校卒業以上、インターンシップ関連分野の専攻で 2 年まで修了している大学生等、日本で 2 年以上専門教育を受けた分野、または 2 年以上インターンシップ関連分野での職務経験のある皆様に限ります。研修分野によっては、規定以上の更なる専門教育・職務経歴を求められる場合があります。
2. J1 ビザ・インターンシップは、フルタイムの研修に限ります。アメリカ企業では、週 35-40 時間の就労を、『フルタイム』としていますので、基本的にそれ以上の就労はできません。

3. J1 ビザ・インターンシップは、DS2019 申請時に登録した受入企業でのみ、インターンシップが許可されています。従って、プログラム参加期間中の他社での就業、仕事の掛け持ちは一切認められません。
4. 本プログラムでは、アメリカ政府に認可された NPO 団体（Non-Profit Organization）によって、DS2019 が発行されます。即ち、プログラム参加者の皆様の DS2019 のスポンサーは、受入企業ではなく、DS2019 発行団体です。DS2019 の発行団体は、アメリカ政府によって認可された限られた団体のみで、各企業が DS2019 を発行することはできません。参加者の皆様のインターンシップ期間中は、DS2019 発行団体の管理下にあります。
5. アメリカで収入を得る場合、収入に応じた税金を支払うことが義務付けられておりますが、J1 ビザでの就労では、一部税金が免除されます。J1 ビザの研修生の場合、通常 Federal Income Tax と State & Local tax は給与から天引きされて会社が支払うケースと、個人で確定申告をするケースがありますが、Social Security Tax を支払う義務はありません。税金についての詳しい説明は、後日お渡しする J1 ビザ・インターンシップ・ハンドブックをご参照いただきます。ハンドブックの説明だけではよく分からないという場合には、DS2019 発行団体担当者にお尋ねいただくか、アメリカ合衆国 IRS（Internal Revenue Services）に直接お問い合わせ下さい。
6. 本プログラムの参加者は、アメリカで必ずソーシャルセキュリティ番号（Social Security Number-SSN）を取得していただきます。取得方法については、後日配布されるハンドブックをご参照ください。アメリカでは、SSN が納税者管理番号となっておりますので、給与を得て働く場合 SSN の取得は必須です。
7. 当社及び DS2019 発行団体の許可無しにインターンシップ先の変更等を行った場合は、参加者の J1 ビザと DS2019 は即無効となり、当社及び DS2019 発行団体は、合衆国移民法に定められた通り、事実をアメリカ政府に通報する義務を負っています。このような事態が発生した場合、参加者はアメリカ政府から即刻強制退去処分を受けることとなり、その後のアメリカへのビザ無し観光が不可能となり、その他あらゆるビザの取得が極めて難しい状況となります。充分ご注意ください。
8. DS-2019（インターン受入証明書）申請書類には、以下のような書類提出が義務付けられています。尚、提出書類は、DS2019 発行団体によって若干異なる場合がありますので、下記は目安としてご確認ください。
 - 所定の Application Form (1 原本+1 コピー)
 - 所定の Learning Agreement (1 原本+1 コピー)
 - 所定の Training Internship Placement Plan (TIPP) DS7002 (1 原本+1 コピー)
 - 英文履歴書(1 原本+1 コピー)
 - 元・前・現職場の上司または大学の教授、2 名からの英文推薦状(各 1 原本+1 コピー) ※学校または企業のレターヘッドに印刷された推薦状をご用意下さい。それが不可能な場合、推薦状を書いて頂いた方の名刺を添えて推薦状をご提出下さい。12 か月以内に発行・サインされたものに限りです。
 - 2 年制短大・専門学校卒業以上の最終学歴の英文卒業証明書および成績証明書(各 1 原本+1 コピー)
 - 所定の英文海外旅行損害保険加入証明書(1 原本+1 コピー)
 - パスポートのコピー (2 コピー)
 - 写真・パスポート番号が掲載されているページ
 - 過去に取得したアメリカのビザスタンプ（シール）が貼ってあるページ
 - パスポート添付サイズの写真2枚
 - 過去に取得したアメリカのビザのコピー
 - 英語力を証明する書類。TOEFL/TOEFL 等の正式なスコア証明書、または語学学校などから発行された署名入りの語学力証明書。これらの書類が提出できない場合、DS2019 発給 NPO 団体の担当者との英語インタビューを受けて頂きます。
 - 金融機関から発行される英文残高証明書（目安：給与と預金残高の合計金額年間\$25,000 以上目安。）
 - その他、当社が準備する各種書類

S) 免責事項

以下の事項およびそれにより生じた留学・研修プログラムの出発延期及びキャンセルを余儀なくされた場合、当社は一切の責任を負うことはありません。また、海外留学・研修プログラム費用の増加または減少、その他の経済的負担はすべて申込者に帰属するものとします。

- お申込みいただいた宿泊施設が定員に達して滞在中に滞在できない場合。
- 通信事情または受入れ機関の事情により DS2019 等のビザ取得および渡航に必要な関係書類が期日までに届かず出発できなかった場合。
- お客様の個人的な事由、または各都道府県旅券申請窓口・各国大使館・領事館側の事情により旅券、査証が出発までに取得できなかった場合。

- お客様の個人的事由、または渡航先移民局の判断により旅券・査証(ビザ)の発給を拒否された場合もしくは渡航先での入国を拒否された場合。一度査証(ビザ)が却下されて再度アメリカ大使館・領事館でビザ申請手続きを行う場合、ケースによって適切な追加書類の準備が必要です。この場合、各種書類の翻訳料・再手続き料として別途追加料金を申し受けます。追加費用は、ビザ却下理由・必要書類の数・種類によって異なりますので、事前にお見積書提示の上再申請手続きを行います。
- お客様が個人的な事由によりローンの承認が下りず手続きの継続が不可能になった場合。
- 天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関の事故・日本又は外国の官公署の命令、出入国規制・伝染病による隔離・自由行動中の事故・食中毒・盗難・運送機関の遅延、不通、スケジュール変更・陸海空における不慮の事故・その他不可抗力の事由により生じた損害。
- 渡航後はお客様個人の責任により行動していただき、当社は研修中いかなる事故やトラブルに対して一切の責任を負いません。お客様の故意、過失、受入国の法令、公序良俗もしくは受入れ機関・滞在先の規則等に違反した行為により生じた責任・損害等はすべてお客様個人の負担となります。またそれらの行為により当社が損害を受けた場合、当社はお客様から損害賠償を申し立てます。
- 当社はアメリカ合衆国移民法最新情報に基づき J1 ビザ・インターンシップ・プログラムの運営、各種お手続きをいたしますが、受入機関の事情やアメリカ合衆国の都合により、移民法やプログラム内容に関して予告なしに変更される場合や、プログラムが実施されなくなる場合があります。その際、当社は変更に関する情報を入手次第お客様にお知らせいたしますが、プログラムの変更や中止については責任を負いません。
- お申込者自身の都合、学校のルールの変更、アメリカ政府国務省又は移民局の突然の法律の変更など、当社の責任範囲を越える理由においてのプログラム変更が生じた場合、一切責任を負うことはありません。

T) 注意事項

本契約内容は、2007年7月19日現在のアメリカ合衆国移民法の規定に基づいて作成されていますが、やむを得ず、予告無しにプログラムの内容変更、改訂、本契約内容の変更、プログラム料金の見直しを行うことがあります。本プログラムは、アメリカ政府の承認を必要とするものであり、アメリカ政府の法律や規定の変更に伴い、都度プログラム内容の変更が生じることがあります。いかなる事態においても、常にアメリカ合衆国移民法が最優先されます。

